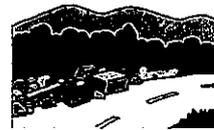




# ～不法投棄は犯罪です～



不法投棄が数件発生しており、多い場所として、国道242号線沿いや橋の側などに見られます。発見された際には町民課国保・衛生担当までご一報ください。

また、捨てられていた場所が私有地の場合、その**所有者**または**管理者が適正に処分**することとなります。不法投棄場所にならないよう、以下の点にご注意ください。

- 土地の所有者や管理者は日ごろから雑草の除去、枝木のせん定をしっかりと行いましょう。  
(清潔に管理していない土地ほど不法投棄のターゲットとなります)
- 自分の土地には、こまめに足を運び、管理を徹底しましょう。勝手に入られないように柵やフェンスを設置するなど、侵入防止対策をとりましょう。



不法投棄をすると、

5年以下の懲役または、1000万円以下の罰金または、その両方。法人の場合は3億円以下の罰金と規定されています。(廃棄物処理法 第25条第1項14号)

## 不法投棄されたごみを見つけたら！

役場町民課国保・衛生担当まで連絡ください。投棄物を調査後、警察へ通報します。警察と連携して不法投棄に対応します。

## 不法投棄しているところを目撃した！

警察(110番もしくは最寄りの交番)または役場町民課国保・衛生担当まで目撃情報、実行者の特徴、車のナンバーなどをご連絡ください。

日頃よりごみの分別にご協力いただきありがとうございます。非常に暑い日が続いていますが、バーベキューやキャンプなどレジャーをする際にごみが多く出ると思います。つい楽しくなり忘れがちですが、再度、分別のご確認をお願いします。

- ① 炭は、完全に燃やしきるか、消火し冷え切ってから灰と一緒に**燃やすゴミ袋**へ。
- ② 缶やペットボトルは、一回洗ってから**ゴミ袋**へ。  
(指定袋はありませんが、**中が見える袋**)
- ③ 汚れているものは**分別して指定のゴミ袋**へ。



## しっかり分別し、安全に！



# 分別のお願いについて

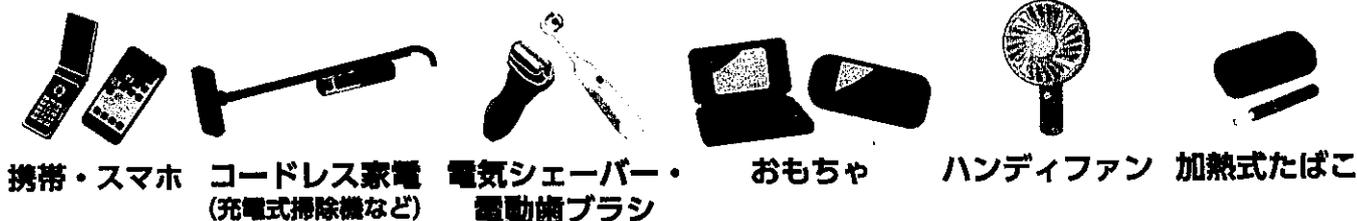


ごみ処理施設がある帯広市くりりんセンターでは、燃えないごみに**電池の混入が原因**による火災が頻発しています。令和3年では10件、令和4年では11件もの火災が発生していました。今一度ご自身の分別の仕方をご確認ください。

電池は**有害ごみ**になります。使用製品を捨てる場合は電池を取り外し、**本体は金属類**、**電池は有害ごみ**として、中身がわかる袋に入れて出してください。取り外しが難しいものは無理に分解せず、ほかの電池と分けて**有害ごみ**として出してください。また、二次電池(充電地)、ボタン電池は回収しますが、家電量販店でも引き取ってもらえますのでご活用下さい。

## ①小型充電式電池とは？

小型充電式電池は次のような製品に使われています。このほかにも様々な製品に使われていますので取扱い説明書などで確認してください。



※小型充電式電池には次のようなリサイクルマークが付いています。



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池

## ②分別・出し方

小型充電式電池は「有害ごみ」として出してください。使用製品を捨てる場合は電池を取り出して、電池は「有害ごみ」、本体は「金属類」として透明な袋に入れて出してください。

なお、電池を取り出した後は蓋ふたなどをしない状態でそのままごみ袋に入れてください。

※モバイルバッテリーは分解しないで「有害ごみ」として出してください。

## ③電池が取り外せない製品

電池が取り外せない製品はそのまま「金属類」として透明な袋に入れて“電池付き”と書いて出すか、下記の窓口を持参してください。

※役場庁舎 1階窓口に小型充電式電池の回収ボックスを設置していますので回収にご協力をお願いします。